

報道各位

水道局職員自死に関するご遺族との共同会見の開催について

昨年11月24日、新潟地方裁判所より標記に係る損害賠償請求の判決があった後、ご遺族と水道局との間で継続して協議を行ってきましたが、その経過等について、下記によりご遺族との共同会見を開催しますのでお知らせします。

記

1. 日時 令和5年7月24日（月）午後1時00分から
2. 会場 新潟市水道局 水道研修センター
（新潟市中央区関屋下川原町1-3-3 水道局本局内）
3. 内容 (1) これまでの経過について
(2) 再発防止に係る水道局の取組みについて

〔問い合わせ先〕

新潟市水道局 総務課

担当 相川、下川

電話 025-232-7313（直通）